

2019年度町田市教育委員会

第11回定例会会議録

1、開催日 2020年2月7日

2、開催場所 第三、四、五会議室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一
委 員 後 藤 良 秀
委 員 森 山 賢 一
委 員 八 並 清 子
委 員 坂 上 圭 子

4、署名者 教育長

委 員

5、出席事務局職員 学校教育部長 北 澤 英 明
生涯学習部長 中 村 哲 也
教育総務課長 田 中 隆 志
教育総務課担当課長 谷 勇 児
(学校運営支援担当)
施設課長 浅 沼 猛 夫
施設課学校用務担当課長 小 宮 寛 幸
学務課長 峰 岸 学
学務課担当課長 中 溝 智 章
保健給食課長 有 田 宏 治
保健給食課担当課長 武 藤 正 道
指導室長 金 木 圭 一
(兼) 指導課長
指導課担当課長 野 田 留 美
指導課統括指導主事 宇 野 賢 悟

教育センター所長	林 啓
教育センター統括指導主事	辻 和 夫
生涯学習部次長	佐 藤 浩 子
（兼）生涯学習総務課長	
生涯学習総務課担当課長	貴 志 高 陽
（兼）文化財係長	
生涯学習センター長	塩 田 一 人
図書館長	近 藤 裕 一
図書館市民文学館担当課長	中 嶋 真
（町田市民文学館長）	
図書館副館長	江波戸 恵 子
図書館担当課長	竹 川 裕 之
書 記	大河内 和歌子
書 記	中 野 亮 介
書 記	瓜 田 円
速 記 士	帯 刀 道 代

（株式会社ゲンブリッジオフィス）

6、請願、提出議案、臨時代理報告及び結果

請 願 第 3 号	「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の見直し に関する請願	不 採 択
議 案 第 3 0 号	町田市教育委員会児童生徒表彰対象者の追加について	原 案 可 決
議 案 第 3 1 号	町田市奨学資金支給条例（案）について	原 案 可 決
議 案 第 3 2 号	町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（案）について	原 案 可 決
議 案 第 3 3 号	校長、副校長の任命（転任・新任）に係る内申について	原 案 可 決
議 案 第 3 4 号	「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の策定に ついて	原 案 可 決

臨時代理報告第5号 都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理の報告について
承 認

7、傍聴者数 48名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 開会に先立ちまして、本日は傍聴人の方が大変多いようですが、傍聴者の皆様には、円滑な会議の運営ができますようにぜひともご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから町田市教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は坂上委員です。

まず、日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が1件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第3号の審議を日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。また、議案第34号は請願第3号と関連する内容でございますので、請願第3号を審議した後、議案第34号につきましても、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。

なお、議案第31号及び第32号につきましては、今後の市議会における議決案件であること、そして議案第33号及び日程第3の臨時代理報告第5号については、人事に関する案件でございますことから、非公開とさせていただき、日程第5、報告事項終了後に一旦休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。

もう1つ、日程第5の報告事項(1)「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について」は、日程第4の協議事項(1)「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方(案)について」と関連する内容でございますので、日程第4の協議事項の際に、まずこの報告をさせていただいた後、協議に入りたいと思います。皆様、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは最初に、請願第3号「『効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン』の見直しに関する請願」を審議いたします。

本件について、お2人の請願者から意見陳述の申し出がございますので、お2人で合計10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時05分再開

○教育長 再開いたします。

先ほど申し上げましたように、請願者のお2人には、合計10分の範囲で、口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者1 本日は私たちの請願のために意見陳述の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

私は町田の図書館活動をすすめる会の守谷と申します。

○請願者2 私は鶴川図書館大好きの会の鈴木真佐世と申します。

○請願者1 まず私のほうから、今回のアクションプラン全体について意見を申し上げます。その次に鈴木さんのほうから、鶴川図書館の問題を中心に意見を申し上げます。

いつも話が長いと言われるので、文章に書いてきましたから、読み上げさせていただきます。

請願書に書きましたように、このたびのアクションプランは、これまでの町田の図書館サービスを大きく後退させる転換点となるものです。

まずその策定過程について申し上げます。私たちはこのアクションプランのもとになった「今後の町田市立図書館のあり方について」の案が公表されたときにも、教育委員会宛ての公開質問状や、図書館協議会などで問題点を指摘し、見直しを求めてきました。しかし、そうした私たちの声はほとんど聞き入れられることがありませんでした。

このプランにしても、図書館協議会には諮問さえされず、わずか数回の会議で各委員の意見を聞くだけという極めて形式的で不誠実なものでした。指定管理制度の導入に至っては、何と最後の協議会で初めて明らかにされるというほとんど意図的としか思えない信じ

がたい対応です。

指定管理の導入は、職員の働き方にも大きな影響を与えます。にもかかわらず、職員組合や嘱託職員の組合には、協議はおろか、満足な説明さえもされていないと聞きます。言語道断です。市民や職員にとって重大な影響のある本プランのこのような強引な策定過程は到底容認できるものではありません。

次に、内容について申し上げます。地域図書館の集約という名の廃止や、移動図書館車の削減など、申し上げたいことは山ほどありますが、時間がありません。指定管理者制度に絞って申し上げます。

プランでは、2022年度に鶴川図書館に制度を導入し、2023年度に効果検証を行って、2024年度から他の地域館へも段階的に拡大するとしています。しかし、指定管理による運営の是非が1年で検証できるものでしょうか。このような点からも、指定管理や図書館運営の実態をまるで理解していないか、初めから検証などきちんとやるつもりがないか、どちらかだと思わざるを得ません。

研究者による近年の報告では、指定管理を導入した図書館の経年統計を調べると、自治体が当初想定した結果とは違って、貸出冊数が年々減少し、反対に指定管理料や運営費の総額は徐々にふえている自治体が実に多いことが明らかになっています。そうした見込み違いのために、一旦は指定管理を採用しても、直営に戻す自治体が最近ふえています。プラン策定の過程でこうした事実はどのように扱われたのでしょうか。それでも指定管理を選択した説得力のある理由をぜひお聞きしたいと思います。

長い年月をかけて、体系的に収集、整理された蔵書があり、経験豊富で市民の役に立とうとする意欲を持った専門職員がいて、いつでも市民が求める本や情報を公平な立場で提供できる、これが公立図書館の存在意義です。こうした図書館の継続性や専門性、公平性を担保することが、期間限定の民間事業者による指定管理では、現実問題として困難なのは明らかです。5年後、10年後に、実際には余り役に立たない、ただ形だけの図書館になってしまう可能性が高いと言わざるを得ません。図書館への指定管理者制度の導入は何としても断念してもらわなければなりません。

では、なぜこのようなプランをつくらなければならないのか。説明によれば、今後町田市の財政がますます厳しくなり、今までと同様に公共施設の維持管理をすることはできないのだということです。長く市の職員だった身として、地方財政が厳しいことは百も承知しています。しかし、このように図書館サービスを大幅に後退させなければならないほど、

町田市の財政は逼迫しているのでしょうか。

ちなみに、総務省が公表している最新のデータによれば、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率など、自治体の財政状況をはかる指標が、町田は多摩 26 市の中でいずれも平均以上の位置にあります。要するに、将来の厳しい状況にどう備えるかは、今ある財源をどこにどう使うかという政策選択、つまり、政治の問題に帰着するのです。現に今、町田では、南町田や薬師池公園、野津田の競技場、国際工芸美術館など、集客を当て込んだ大型事業には巨額の税金がつき込まれつつあります。その反面、博物館は既に閉鎖され、図書館もまた縮小されようとしています。

2019 年度の町田の図書館の図書購入費は、市民 1 人当たり何と 79 円、26 市平均の 243 円どころか、単独最下位を続けてきた八王子市の 121 円も下回り、今や都下で唯一 100 円を切るという恥ずかしいような額です。図書館費にしても 26 市中 16 位、これでは 43 万市民にとってもまともな図書館サービスはできません。それでも市は図書館にお金をかけ過ぎていると言うのでしょうか。

アクションプランはこれをさらに削ろうとするものです。集客やにぎわいづくりも大事ですが、普通の市民が豊かな日常生活を送るために必要な基礎的な施設、とりわけ図書館のような生涯学習施設が、このまちでは余りにも不当に扱われているのではないのでしょうか。一市民としてこれを容認することはできません。

今、政治の問題と申し上げました。だから教育委員会としてもそれに従うしかないのだと言われるかもしれません。しかし、文科省のホームページには、教育委員会制度の意義として 3 つのことが掲げられています。第 1 に、政治的中立性の確保、第 2 に、継続性や安定性の確保、そして第 3 番目が、地域住民の意向の反映です。また、制度の特性として、首長からの独立性、合議制、住民による意思決定（レイマン・コントロール）の 3 点も掲げられています。

町田でも、教育委員会のホームページに、教育委員会とは「市長から独立した行政委員会として設置された合議制の執行機関である」と明記されています。つまり、教育委員会は、首長の政策とは一定の距離を置きつつ、当該自治体の教育行政に最終的に責任を負う機関ということでしょう。教育委員長長の職務が廃止されたり、総合教育会議が設置されても、こうした基本原理は変わらないはずで。

どうすれば町田の図書館をさらに充実させ、民主主義を支える社会装置として十全に機能させられるか、これを教育委員会として虚心坦懐に考えていただきたいと思います。こ

のたびのアクションプランについても、将来に禍根を残すことのないように、一度立ちどまって見直すという英断を切にお願いして、私からの意見陳述とします。

○**請願者 2** 続いて、地元鶴川市民を代表して意見を申し上げます。

集約の対象になっている鶴川図書館は、市内図書館の規模では8番目の小さな図書館ですが、さきに教育委員会が行った「町田市生涯学習に関する市民意識調査」でも、「利用している」との回答は全館で4番目でした。利用者も40代の子育て世代が1番です。また、鶴川図書館の周りにはたくさんの保育園や幼稚園があり、鶴川図書館から本の団体貸し出しをしてもらっているところもふえています。このような地域の個人や団体から、「鶴川図書館がなくなっては困る」という声をたくさん聞いています。

鶴川地域よりも人口が少ない稲城市には図書館が6館あります。稲城市よりも人口も多く、面積も広い鶴川地域で、図書館を1つにするなんていうのはとんでもない話です。

鶴川図書館がある鶴川団地は、現在建てかえ計画を練っていますが、その中にコミュニティの核となる図書館があることは、鶴川住民の共通した願いなのです。市の掲げる団地再生基本方針にも沿うことになります。

私たちは2017年9月に、5,621筆の署名を添えて鶴川図書館の存続を願う請願を行い、議会において全会一致で採択されました。また、現在も継続して行っている市長への存続要望書の署名も延べ8,000筆に上っています。このような数字は、鶴川図書館が地域の文化と教育にとってどれだけ大切な存在であり、地域に愛されているかを示しています。

「町田市立図書館のあり方見直し方針」にある町田市立図書館の「めざす姿」の1番目に「あらゆる市民が利用しやすい図書館」と書かれています。その目標と、図書館の数を減らし、移動図書館車も減らすというこのプランの方向とはどのようにつながるのでしょうか。

前の陳述にもありましたように、教育委員会は市の行政から独立しているはずですが、市の財政的な事情を最優先に考慮するのではなく、まず町田市民の生涯学習、町田の子どもたちの教育に何が一番必要なのかを考えていただき、本日の定例会でプランを承認するのではなく、時間を十分にかけて、市民の図書館への思いを大切にされたプランへと再検討していただくことをお願いいたします。

以上です。

○**教育長** 請願者による請願第3号の意見陳述が終わりました。

この後、質疑を行いたいと思いますが、念のため請願者の方に申し上げます。請願者は

教育長の許可を得て発言し、また委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。請願第3号の要旨や理由、あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いいたします。

――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第3号に関する願意の実現性、妥当性について、生涯学習部長から説明をお願いしたいと思います。

○生涯学習部長 請願第3号「『効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン』の見直しに関する請願」についてでございますが、本件は、本日、議案第34号で審議予定である内容について、計画として記載されている図書館への指定管理者制度の導入や図書館施設の集約、移動図書館車の運行見直しなどが、図書館サービスの後退をもたらすものであるとの立場から、見直しを求めるものであると受けとめております。

さて、町田市では、人口減少、超高齢化社会の到来、社会保障関係費の増加や市税収入の減少などから来る財政状況の悪化への対応が求められています。加えて、市の公共施設の半数以上が築30年を超えており、多くの施設が老朽化による更新の時期を迎えています。これらの危機的状況を変革の契機とするために、公共サービスのあり方の転換が必要となっております。

図書館について申し上げますと、これまで鶴川駅前図書館や忠生図書館を新しく開館し、図書館数の充実を図ってまいりましたが、個人貸出数は2012年度をピークに減少傾向が顕著となっております。また、図書館の運営経費や職員数が、同規模の自治体と比較して非常に高いことが明らかになっていることや、8館ある図書館のうち、築30年以上が5館、中でも築40年以上が3館あり、全ての施設を維持していくためには、今後、多額の修繕費用を要することなど、高コスト体質の改善が急務となっております。

このような厳しい環境下においても、図書館では、地域の情報拠点、学びを支える施設

としての基本的な役割を果たしつつ、急速に進展するデジタル社会、ネットワーク化への対応や地域活性化への寄与といった地域課題の解決など、絶えず変化する時代の流れをつかむとともに、開館日時の拡大や居心地のいい空間づくりなど、ますます多様化する市民の皆さんのニーズにも的確に答えていきたいと考えております。そのためには、もはやこれまでの延長線上で図書館経営を考えることはできません。

そこで、5年、10年先の未来を想定したこれからの新しい図書館のあり方について検討してまいりました。検討に当たっては、町田市生涯学習審議会から、「今後の生涯学習施策の進め方について」及び「今後の町田市立図書館のあり方について」の答申をそれぞれ2018年3月と2019年1月にいただきました。あわせて、生涯学習に関する市民意識調査の実施やワークショップの開催など、機会を捉えて市民の皆さんから図書館サービスへのご意見をいただいております。

これらの答申や市民意識調査の結果などを踏まえて、2019年2月に「町田市立図書館のあり方見直し方針」を策定いたしました。この中では、図書館の喫緊の課題として、図書館の適正配置の検討、施設の老朽化への対応、貸出数減少への対応、運営経費の適正化の4点を設定しました。また、今後の図書館の「めざす姿」として、「あらゆる市民が利用しやすい図書館」、「子どもの読書活動を充実させる図書館」、「地域のコミュニティ形成を支援する図書館」、「地域の課題や社会状況の変化に対応する図書館」の4点を掲げるとともに、鶴川図書館と鶴川駅前図書館の集約、さるびあ図書館と中央図書館の集約など、再編の必要性と方向性を示しました。

今般、議案第34号で審議予定の「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」は、これらの課題を解決し、「めざす姿」を実現するための実行計画として、3つの観点で検討を進めてまいりました。

1つ目が、「図書館サービスの見直し」で、「めざす姿」や多様化する市民のニーズを実現するためにはどのようなサービスが必要であるかとの観点で、開館日時の拡大や中高生の居場所づくり、移動図書館の出張運行など、25の具体策に取り組むことといたしました。

2つ目が、「図書館資源の再配分」で、限られた図書館資源で最大の効果を発揮するためには、人員や施設、蔵書などへの資源配分をどのように最適化すべきかとの観点で、施設再編や、同規模自治体と比べて高い運営経費や職員数の適正化などを進め、図書の充実を初めとする市民ニーズの高いサービスへの再配分を行うことといたしました。

3つ目が、「図書館の運営体制の確立」で、課題の解決や「めざす姿」の実現に向けて、

最適な運営体制がどのようなものか、民間活力が活用できるかとの観点で検討し、地域館1館に指定管理者制度を導入し、効果検証の上、導入範囲の拡大などを検討することといたしました。

一方、中央図書館については、当面、市の直営体制を維持し、全館のマネジメント機能を強化することといたしました。環境変化や多様化する市民ニーズに対応し、市民や地域にとって役に立つ図書館サービスを、将来にわたり持続的に提供し続けるためには、図書館法などに基づく基本的な役割は維持しつつも、これまでのやり方に捉われないサービス提供手法や運営体制、職員の意識改革が必要であると考えております。そのためには、アクションプランに速やかに取りかかり、各取り組みを着実に推進することが重要と考えておりますので、本請願の願意には沿えないと考えております。

アクションプランの検討に当たっては、町田市立図書館協議会の委員の皆様から、さまざまな角度からのご意見をいただいたほか、子どもセンターなど図書館以外の場所で、図書館利用についてのアンケート調査なども実施いたしました。いただいたご意見などに十分留意して、アクションプランの各取り組みを推進していくとともに、今後も機会を捉えてさまざまな形で市民の声を伺ってまいります。

以上でございます。

○教育長 請願第3号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの生涯学習部長の説明のとおりでございます。本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

約70年前、1949年に制定されました社会教育法の中では、教育委員会は社会教育の奨励や生涯学習の振興に寄与することとなるように、所管に属する図書館等の社会教育施設の設置並びに運営に関する事務を行うという役割を担っております。この役割というのはこれまでもこれからも変わらないものであると考えております。

しかしながら、社会教育の奨励、生涯学習の振興をどのように行っていくかということについては、市民の皆様からお預かりしている貴重な税金で運営している以上、公共施設の老朽化ですとか、構造的収支不足など、町田市が置かれている状況、あるいはこれから図書館に求められるであろうデジタル社会やネットワーク化への対応、地域活性化への寄与、そういった市民の皆様からのニーズを十分に踏まえた上で決定していく必要があって、教育委員会としても、将来にわたって持続可能な公共サービスを実現する責務があると考えております。それぞれの施設の見直し、あるいはその管理運営についての検討に当たり

ましては、当然でございますが、教育委員会としての職責や役割が果たせるように努めてまいりたいと考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述あるいは生涯学習部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご意見、ご質問などいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

○森山委員 請願者の陳述に対して、まず、先ほど、願意に沿えないという旨の答弁がございましたが、願意に沿えるか沿えないかという以前の問題として、議論するに当たりまして、アクションプランの内容を当局からもう少し詳しく説明をしていただいたほうが、傍聴されている方にもわかりやすく、共有できるのではないかと感じているところでございます。この点についてぜひお示しいただければありがたいと思っております。

以上です。

○図書館担当課長 では、議案第34号の資料といたしまして、「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の冊子を添付してございますので、こちらに沿って、ご説明させていただきます。

まず表紙でございます。副題を「～まちに出よう。本を持って～」としております。これはまちで活動する人々を支える図書館でありたいとの考えで設定したものでございます。

1 ページは、「はじめに」と題しまして、町田市や図書館を取り巻く環境変化や上位計画との関係性など、本アクションプラン策定の背景について記載しております。

2 ページから4 ページは、2019年2月に策定しました「町田市立図書館のあり方見直し方針」の概要として、図書館の4つの「めざす姿」や、施設再編の方向性、再編を進める上での留意点について改めて記載しております。

5 ページ以降が本題となります。13ページまでが本アクションプランの基本的な考え方についての記載となります。

5 ページをご覧ください。まずアクションプランは3つの観点で検討しております。

1 つ目が「図書館サービスの見直し」の観点で、「めざす姿」の実現のために、どのようなサービスが必要なのか。2 つ目が「図書館資源の再配分」の観点で、サービスを見直すために、人員や施設、蔵書などの図書館資源をどのように再配分すべきか。3 つ目が「図書館の運営体制の確立」の観点で、再配分した資源を最大限に活用するためには、どのような運営体制が望ましいかということでございます。

次に、目標年次についてでございます。上位計画であります町田市教育プラン2019—2023、

町田市生涯学習推進計画2019—2023との整合を図るため、2023年度といたします。

ただし、「めざす姿」を実現するための方向性は、おおむね2030年ごろを想定して示しております。

5 ページ下段からは「アクションプラン策定の基本的な考え方」を3つの観点ごとに記載しております。

まず1つ目の観点である「図書館サービスの見直し」についてです。

「町田市立図書館のあり方見直し方針」で示しました4つの「めざす姿」ごとに、それを実現するための具体的なサービスを提示しております。また、サービスの提供に当たっては、民間活力やICTの活用、市民や地域との協働など、最適な担い手を検討することとしています。

図書館サービスの見直しに関する具体的な取り組み内容と取り組み時期につきましては、14ページから17ページに、「めざす姿」ごとに整理して記載してございます。先ほどもございましたが、開館日時の拡大など、合計25の具体策に取り組んでまいります。

6 ページの中ほどをご覧ください。2つ目の観点である「図書館資源の再配分」についてです。ここでは大きく4点に取り組めます。

まず、①「会計年度任用職員制度開始を機とした任用形態毎の役割整理」です。これは日常の定型作業に正規職員、嘱託員、臨時職員が混在して携わっている現状を整理、是正するものです。それぞれが本来の役割を果たすことで、効率化とサービスの質の向上を図ります。

次に、②「職員数と運営経費の適正化」についてです。同規模自治体と比べて高い運営経費の適正化を行うため、効率化による業務量の圧縮とアウトソーシングの導入によって、職員数を段階的に縮減していくことを記載しております。

次に、③「施設再編・サービス拠点配置の適正化」についてです。2019年2月策定の「町田市立図書館のあり方見直し方針」において、鶴川図書館と鶴川駅前図書館の集約、さるびあ図書館と中央図書館の集約は2026年度までに行うこととしております。

鶴川図書館については、UR鶴川団地センター街区の建てかえ計画の進捗に応じて検討を進めることには変わりはありませんが、建てかえ計画が長期化する場合は、代替機能の配置の検討を建てかえ計画に先行して行うことを明記いたしました。代替機能につきましては、地域団体による運営を支援する体制を検討いたします。

さるびあ図書館につきましては、引き続き町田駅周辺の公共施設の再編などの動向に歩

調を合わせてまいります。あわせて、移動図書館など、サービス拠点の配置やサービス内容も見直してまいります。

次に、④「めざす姿を実現するサービスへの再配分」についてです。①から③の取り組みなどによって運営経費の適正化を進めることで、市民の期待が大きい図書の充実、ICTの導入などに資源を再配分してまいります。

8ページをご覧ください。3つ目の観点である「図書館の運営体制の確立」についてです。ここでは大きく2点に取り組みます。1つが中央図書館の機能強化、もう1つが運営への民間活力の導入でございます。

まず、①「中央図書館の機能強化」についてです。中央図書館において計画策定や企画立案、広報など、図書館全体のマネジメント機能の強化と集中化を進めるとともに、地域や学校との連携を組織的、計画的に行える体制を新たに構築いたします。

次に、②「効果検証を前提とした民間活力導入と段階的展開」についてです。2019年1月の生涯学習審議会答申「今後の町田市立図書館のあり方について」の趣旨を踏まえまして、町田市にとって最善の運営手法を見きわめるため、一部の館または業務範囲に民間活力を導入し、効果検証を行った上で次の展開を決めることといたしました。

民間活力導入の範囲や手法を検討する材料として、図書館の主な運営手法である直営方式、窓口業務委託、指定管理者制度について、複数の着眼点で比較検討を試みました。それは10ページ、11ページに示しております。

12ページをご覧ください。ii)に比較検討を踏まえた考察を示しました。「めざす姿」に向けたサービスの中でも、特に開館日時の拡大といった柔軟な勤務体制が必要なサービスの実現には民間活力の導入が必須であること、一方、民間活力を導入した場合においても、地域資料の収集や選書、除籍などについては、専門性を確実に継承する仕組みが必要であることなどを挙げております。

次に、iii)「民間活力の導入と導入範囲の選定」についてでございます。ここまでの運営手法の比較や考察を踏まえまして、最初に運営に民間活力を導入する具体的な内容といたしまして、鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入することが最適であると判断いたしました。選定した理由などについても記載してございます。

次に、iv)「導入効果の検証とその後の展開」についてです。鶴川駅前図書館における指定管理者制度の導入効果を検証した上で、他の地域館への導入拡大を検討いたします。

次に、v)「中央図書館における民間活力導入の方向性」についてです。今後、施設再編

や地域館への民間活力導入など、図書館全体のマネジメントの必要があることや、町田市らしい図書館の継承のため、一部の定型業務などを除き、中央図書館の中核的な機能は、当面、直営体制を維持いたします。ただし、地域館の方向性がある程度定まった後は、中央図書館の運営のあり方も改めて検討してまいります。

最後、18ページをご覧ください。図書館資源の再配分と図書館運営体制の確立の観点のアクションプランを実施時期とともに示しております。

当面の動きといたしましては、2020年度に図書館全体で職員の役割整理、中央図書館におきましては、組織改編による機能強化と、一部の定型業務の外部委託化を進めます。2022年度には鶴川駅前図書館への指定管理者制度の導入と効果検証の開始、鶴川図書館の集約と代替機能の配置を計画しております。

長くなりましたが、アクションプランの概要の説明といたします。

○**教育長** 森山委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○**森山委員** 承知いたしました。

○**教育長** そのほか、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○**後藤委員** 請願者のお話も聞きながら、ここでの新たな解決というか、図書館の新たなあり方を考えていくためには、4つの課題を検討しなければならないんだというご説明が部長のほうからありました。「あらゆる市民が利用しやすい」、あるいは「地域コミュニティの形成を支援する図書館」、この2点は今日の請願をされた内容に大きくかかわることだと思うのですが、実はあと2つの点も非常に大きいことだと考えているのです。「子どもの読書活動を充実させる」、もう1つ「地域の課題や社会状況の変化に対応する」、これからはそうした地域課題や社会状況の変化に対応させなければいけないんだということです。

10年後というのは2030年になります。今5年、10年というスパンで物を考えるには、非常に急激な変化が起こっている。後ほど私も意見として言いたいことがあるのですが、まず先ほどのご説明の中にあつたデジタル社会、ネットワーク化への対応をどう考えているか。これは当然お金もかかることでしょうし、図書館を考えると、これまでにないような状況下における体制を整えなければならないというのが、これまでの運営に新たに非常に重くのしかかってくると考えていますので、その辺について少しご質問させてください。

○**図書館長** 今のご質問にお答えします。

近年スマートフォンの普及等によって市民の読書スタイルが大きく変わっていると考

ております。したがって、当面は電子書籍サービスに対応することで、図書館に足を運ばなくても読書できる機会を提供していきたいと考えております。

また、町田市が独自に収集している地域資料につきましては、現在、紙媒体で管理しておりますけれども、市民の方の学習にそれを使っていただく。あるいは市民の方が地域での活動に積極的に活用できるように、デジタルアーカイブ化を進めてまいりたいと考えております。

そのほかにつきましては、まだ余り具体的なものはございませんが、次回の図書館システムの全面更新に向けて、サービス拡充や業務効率化の観点で先進事例などを研究していきたいと考えているところでございます。

○後藤委員 私の考えも含めて言いますと、それでは時代の流れに十分に対応できないとか、2024年から教科書が、デジタル教科書になっていくことが検討されています。あと4年後ですね。紙の教科書も一部はあるんでしょうけれども、子どもが1人1台、PCやタブレットを持って、その中に教科書が入ってきて、簡単に言えば、教科書の中身が動いたり、シミュレーションができたり、紙面の次元から、立体的な三次元の世界の学習に変わっていきます。

これはとても大きな変化であって、国の施策でも出たように、今後子どもたちが1人1台PCを持つ。ランドセルの中に、教科書と一緒に、パソコンを1台持って学校に登校し、それを使う時代が目前まで来ています。もう目前だと思います。これは今までになかったことが入るという中で、今度は読書ということが絡んでくると思うんです。

小学校の国語の勉強は、かつては教科書にあった内容を中心に勉強していました。現在はその内容に基づいて、その作者が書いたいろいろな作品を読む。それが子どもたちに必要な学習の方法になってきています。これがやがてデジタル化されて、自分のタブレットでそれを読むような時代が目前まで来ているということなんです。

では、国が補助してくれるのはどこまでか、町田市としてはどこにお金を出してやらなければならないかと考えたときに、子どもたちがデジタル化と同時に学ぶ状況づくりをやるというのは、これからの読書環境づくりとして、市が非常にウエートを置かなければならないことだと私は思っています。

一方で、Society5.0のように、AIによって必要な情報を整理して勉強するというのも学校教育に入ってきます。本を読むというのも十分必要な学習です。しかし、情報として整理をしていくというのが、私たちが育ったときとは変わっているところだと思います。

その点を加味して、10年後以降の図書館サービスを考えると、このことは避けては通れない。現状から判断するだけではなくて、未来志向をしっかりと見据えて考えていくようなプランであるべきだというふうに考えました。

以上です。

○八並委員 私のほうからは指定管理者制度について事務局にお伺いしたいと思います。

実際に指定管理者制度というのはどういうものなのか、また、他の自治体の取り組みとして、図書館における指定管理者制度の導入はどのようなものがあるのかということ詳しくご説明いただけませんか。

○図書館長 まず指定管理者制度はどのようなものであるかということですが、指定管理者制度の場合は、施設の管理運営全体を包括的に委ねて、施設の管理も行い、利用者の方へのサービスも提供することになります。ですから、例えば窓口業務委託の場合は、市民の方へのサービスだけというような一定の限定がございますけれども、そういった公のサービス全てを委ねるとというのが指定管理者制度かなというふうに思っております。

それから、他自治体の状況等ですが、やはりそれぞれ図書館の本来の機能である情報提供機能をしっかり行っていくことが大切であると思っております。そういった中で、それをベースにしつつ、その地域に応じた設置の狙いとか課題等を持っていたり、それを解決するためにサービスを提供しているという事例が指定管理者制度の図書館でも十分見られるというふうに判断しております。

○八並委員 もう少し詳しく教えていただきたいのですが、例えば近隣自治体とか、都内の取り組みの中で、指定管理者制度というのはどの程度あるとか、そのようなご説明をお願いいたします。

○図書館長 例えば都内の状況を見てもみますと、平成31年度の東京都公立図書館調査をもとに集計してみましたところ、23区においては229館の図書館があるんですが、そのうち16区、126館で指定管理者制度が導入されています。約55%ということになります。

それから、市部では26市、155館の図書館がありまして、そのうち7市、31館、20%が指定管理者制度もしくはそれに準ずる制度です。ここで言う準ずる制度というのは、PFIの運営もカウントしておりますけれども、そのような実態になっております。

○八並委員 今述べられたPFIというのはどういったものでしょうか。

○図書館長 図書館を例にとりますと、新しい図書館を建設する場合、今まででしたら、市のほうでお金を出して建物を建ててということがあると思うのですが、そういっ

た公共施設の整備そのものも民間がお金を出して整備して、そこに建物ができた後のサービスそのものも民間のほうで提供していくという手法になります。

○八並委員 指定管理者制度を導入することに至った経緯というのは理解できるのですが、実際に運営してみて、どのような成功事例があるかとか、そういうものはないのでしょうか。

○図書館長 先ほども少しお話ししましたが、ベースにはやはり情報提供をしっかりとやっていかなければいけないというのは当然ですけれども、身近で町田から近いという例では、大和市において、図書館と生涯学習施設やホールなどの複合施設である文化創造拠点「シリウス」を2016年4月にオープンしております。3年余りで来館者は1,000万人を超えたと伺っております。この建物の計画では「創造・交流・感動・発信の拠点」というキーワードを出しながら、地域課題の解決に向かっているというふうに理解できますので、これは1つの成功事例ではないのかなと思っております。

それから、多摩地域の市の中で指定管理を導入しているところは数市あるんですけども、その辺で状況のヒアリング調査を行ったところ、開館時間の拡大を行ったことによって、利用者のサービスが向上した。導入前と導入後で大きな問題は発生していない。また、よく言われているように、地域団体とかいろいろなボランティアの方と一緒にやっていくというのが図書館サービスにはございますけれども、そういった団体とも良好な関係を築いており、指定管理を入れたことによってサービスはきちんと提供できているというふうに伺っております。

○八並委員 請願の皆さんからは大変厳しいご意見をいただいておりますが、答弁にもありましたけれども、市民の皆さんの意見はアクションプランに具体的にどのように生かされているのか、反映されているのでしょうか。

○図書館長 アクションプランのうち、例えば図書館のサービスの見直しのところで申し上げれば、外国語図書の充実とか、中高生の居場所づくり、あと開館日時の拡大などは、これまでワークショップや市民参加型事業評価、アンケート調査などでいただいた声を反映しております。また、日ごろから図書館でいろいろなご意見を伺っているのですけれども、そういったご意見も反映させております。

それから、運営体制の面では、先ほどの説明にもございましたが、中央図書館の機能強化を打ち出しております。これは図書館協議会の委員の皆様から、民間活力導入に関するメリット・デメリットについてご意見を伺っていく中で、ここの部分が大切だということ

で、こちらとしても意識して記載したところがございます。

○後藤委員 先ほど請願者の方から、指定管理者制度から直営に戻したところもあるんだ、つまり、それはうまくいかなかったんだということについてのお話もありました。実際、そういう事例を把握されているのかとか、どのくらいの割合がうまくいわずに直営に戻したのかということについてご説明をいただければと思います。

○図書館長 日本図書館協会による「図書館における指定管理者制度の導入等について2018年調査（報告）」によりますと、これが今のところ最新の調査結果なんですけれども、2017年度末までに指定管理を導入した実績がある市町村立図書館は、図書館の数では567館ございます。そのうち16館、約2.8%が指定管理者制度から直営に戻しているということです。自治体の数で申し上げますと、253自治体中、15自治体、約6%になります。

○後藤委員 そこには理由のようなものは何かあるのですか。

○図書館長 指定管理者制度が直営に戻した理由について、この調査自体にはそのようなところまで詳しく書いてございませんが、こちらの調査によりますと、基本的にはそれぞれの自治体にそれぞれの理由があるということだと思いますけれども、指定期間の満了に伴い、次の指定管理者の公募を行ったが、応募してくる事業者がなくて、やむなく直営に戻したというような事例がこの中では多かったのかなと思っております。

東京都とか神奈川県といったこの近辺では、直営に戻した事例はございません。

○坂上委員 先ほどご説明いただきました「集約化対象図書館の方向性」の中で、鶴川図書館を鶴川駅前図書館と集約するというご説明をいただいたのですが、もし鶴川図書館を集約する場合、代替機能についてどのようにお考えになっているか、ご説明いただくと助かります。

○図書館長 代替機能についてでございますが、現段階ではまだ具体的にこういうものということは提示できません。これまでの鶴川図書館の利用動向や、これまでいただいた市民の方の声、また、団地の商店街の中に図書館があったという意義なども踏まえて、地域に残すべき機能とその代替案について、地元の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

代替する機能の運営につきましては、地域団体による運営を支援することなどを積極的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○坂上委員 先ほどから民間活力の導入ということでお話しいただいていますが、鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入する場合、メリットとしてはどのようなものがあるのか、

ご説明いただけますでしょうか。

○**図書館長** 鶴川駅前図書館は、通勤や通学の方が非常に多い鶴川駅のすぐ近くに位置しております。また、ホールやカフェといったまちのにぎわいを喚起する施設と併設されている図書館でございます。このような施設でありますから、併設施設や地域団体との連携イベントの実施など、民間活力の発揮による地域活性化が大いに期待できるというふうにご考えております。何より市民ニーズが高い併設施設に合わせた開館日時拡大ということにも応えることができるかなというふうにご考えているところでございます。

○**教育長** そのほか何かございませんでしょうか。

それでは、請願に対するご意見をそれぞれにお伺いしたいと思いますが、よろしければどうぞ。

○**後藤委員** 私、先ほどは意見も入れさせていただいたんですが、今後の図書館を考えていくには4つの課題がある。その4つの課題全てに正対をして、それらの課題を解決していく図書館サービスということが10年先、20年先にあるとするならば、やはりこのプランはその方向性を押さえて進めていっているというふうに私は判断しています。

したがって、願意には沿えないと私も判断をしました。

○**八並委員** 請願者の皆様、請願を出していただいたこと、また、陳述していただきましたこと、ありがとうございました。皆様の図書館に対する熱い思いを伺い、町田市の図書館が市民の皆さんに本当に愛されているのだなということを実感させていただきました。

しかしながら、大きな時代の流れの中で、特に先ほど後藤委員からもありましたように、情報のデジタル化や情報媒体の変化というのは、図書館のあり方に大きな変化をもたらすものではないかと思えます。また、デジタル化が進むということは、同時に人と人の顔を合わす場所といった地域のコミュニティというのがより重要になってくるのではないかと思います。

かねがね言われておりますように、町田市の都市づくりの取り組みの中で、学校もそうですし、図書館もそうですが、全体として今までと同じものが求められているのか。新しいものも必要なのではないかと。人生100年の時代における生涯学習の意味をどのように受けとめるか。また、町田市の文化の醸成といったところをどのような形で進めていくのかということで、今までとは違った形や方法を改めて考えていかなければならないような状況や時代になっているのではないかと考えております。

大変厳しいご意見もいただきましたが、それを進めるに当たっては、皆さんの思いやニ

ニーズをしっかりと受けとめながら、丁寧に対応しながら考えていくことが大変大事なのではないかと思います。ただ、このような変化の中で取り組まなければいけないものということで、今回検討されたアクションプランでございますので、十分ご理解いただき、ご協力をお願いできればと思います。

皆様の思いは非常によくわかるのですが、本請願の願意には沿えないものと私も考えます。

○坂上委員 私も鶴川地区に住んでおりまして、子どもたちが小さいときには鶴川図書館をよく利用していましたので、請願者の皆様のお気持ちは大変よくわかります。しかしながら、築30年以上を超えた建物の老朽化の問題を初め、若い世代の図書館離れなど、従来の図書館の形では、存続するに当たり、さまざまな問題が出ていることも確かなことだと思っております。

現在小・中学校の授業を見ましても、さまざまな場面でデジタル化が進み、先ほど後藤委員からもお話がありましたが、いずれは教科書もデジタル化すると言われていています。私も含めてそうですが、私たちの世代や年代から見れば、デジタル化の波に少なからず抵抗を感じながらも、この時代の流れは、変えることも、とめることもできないものと思っております。

ただ、デジタル化しようとも、本自体の価値は変わらないと思います。私たち大人は、今の子どもたちへ、また次の世代へ引き継いでいかなければならないものが、図書館だけに限らず、たくさんあると思います。その準備は、今日、明日にすぐできるものではなく、これからの5年、10年、20年後を見据え、今からいろいろと計画していかなければならないことだと思います。

失われるものに対しての不安や寂しいお気持ちは大変よくわかりますが、マイナス面だけを見るのではなく、今後これらがよいほうに変わることも踏まえ、次の町田市を支える人たちにつなげていくという視点から考えていただけたらと思っております。

以上のことから、本請願につきまして、私も願意に沿えないものと考えております。

○森山委員 本日の請願、陳述につきましては本当にありがとうございました。

まず図書館も時代の変化、あるいはニーズによって変わっていくべきものであらうと思います。ただ、その中で図書館の充実というのは市民のニーズの実現でもあるわけです。そういう中で、これを同時に考えなければいけない中での今回のお話であったかとも思っております。

私は、本日の請願での陳述の内容につきましては、不易と流行の不易についてのお話をしっかりと伺いしたと思っております。不易については、本来変わることのない理念、普遍的なものでありますし、そのことを押さえた上でのこれからの図書館の充実を図っていくことは、大きな変化に即してあったとしても、不易の問題はしっかりと根幹に据えて議論をしなければいけないと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、今回、請願の陳述の内容につきましては、私は不易の問題をしっかりと提示をしていただいたと思っております。そういう中でも、これからもこういうプロセスを踏みながら進めていくということも必要になろうかと思っております。

そういう意味で、最終的には本請願の願意に沿えないものと思っております。ただし、先ほど申し上げましたように、普遍的な理念としてそのことをしっかりと踏まえた上で、今後のアクションプランを進めていくことに変わりはないと思っております。

以上です。

○教育長 それでは、請願第3号を採決いたします。

ただいま各教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見と受けとめますので、本請願につきましては、不採択が適当であるというところでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第3号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第3号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 05 分休憩

午前 11 時 09 分再開

○教育長 再開いたします。

続いて、議案第34号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長 議案第34号「『効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン』の策定について」、ご説明いたします。

本件は、「町田市立図書館のあり方見直し方針」において示した図書館の「めざす姿」や施設再編の方向性を具現化するための実行計画として、「効率的・効果的な図書館サービス

のアクションプラン」を別添のとおり策定するものでございます。

詳細な内容につきましては、先ほど請願第3号のご審議の中で図書館担当課長からご説明したとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第34号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず私からご報告をさせていただきます。

まず1月26日(日)でございますが、文化財防火デーに合わせた消防演習が野津田公園内の村野常右衛門氏の生家において行われまして、これに出席をいたしました。この文化財防火デーというのは、1949年(昭和24年)1月26日に、奈良の法隆寺の金堂の壁画が火災により焼損したことを機に設けられたものでございまして、報道等でご承知のとおり、毎年この1月26日を中心に、文化庁や消防庁、都道府県、市町村等が連携協力して、全国で文化財防火運動を展開しております。

今回の会場になりました村野常右衛門氏の生家を初め、この町田市にも多くの文化財がございます。これらの文化財はかけがえのない市民の皆様の財産でございまして、私たちはそれを後世に引き継いでいく義務があるわけでございますが、町田消防署や町田市消防団、地元各地域の皆様にはその役割の多くを担っていただいております。

今回の演習当日も寒風吹きすさぶ中で、町田消防署や町田市消防団、地元地域の皆様の大変統制のとれた立派な訓練を拝見させていただきました。町田市の文化財はこうして皆様に守られているんだということを改めて認識し、頼もしく思いました。文化財の所管である教育委員会として皆様に厚くお礼を申し上げてまいりました。

次に、2月2日(日)でございますが、第11回の中学生東京駅伝大会が調布市の味の素

スタジアム内の特設コースで開催されまして、教育委員の皆様と町田市の選抜チームを応援してまいりました。結果は女子が5位、男子が11位、総合6位入賞という立派な成績をおさめていただきました。頑張った子どもたちはもちろんですが、校長先生を初め、各校の体育科の先生方や養護教諭の先生方のご尽力に感謝を申し上げたいと思います。

次に、この間、小山ヶ丘小学校や、小学校の副校長会、あるいは小・中学校の教育研究会等の研究発表会が数多くございまして、この後も来週にかけて金井中学校、山崎中学校、南第一小学校と研究発表会が開催されます。

それぞれどの発表会も町田市の教育プランを踏まえ、また新学習指導要領を見据えた大変すばらしい興味深い研究でございまして、教育委員会としても大変頼もしく受けとめております。何よりこのような研究活動を通して、学校なり組織なりが同じ方向に向かって、一丸となって取り組めることは、実に有意義なことというふうに考えております。今後も引き続き各校の研究を奨励してまいりたいと思っております。

もう1点、この時期には公立小・中学校の児童・生徒を対象にした多くのコンテスト等の表彰式がございます。この間、1月14日（火）には、法務省及び全国人権擁護委員会連合会主催の全国中学生人権作文コンテストの表彰式、1月19日（日）には、町田市少年少女発明クラブ主催の第15回アイデアものづくりコンテストの表彰式、また、町田市書道連盟主催の第59回小・中学生書初展の授賞式が同日開催されておりました、これに出席をいたしました。

毎年、学校の外におきましても、子どもたちの情操を養い、豊かな心を育てることを目的に、このような子どもたちの作品の発表の機会、自己表現の機会を設けていただけるということは大変にありがたいことでございます。それぞれの運営に当たられた関係者の皆様の長年のご尽力に改めて感謝を申し上げるとともに、今回受賞された小・中学生の皆さんが、この受賞をきっかけに、さらに羽ばたいてくださることをご期待申し上げたいと思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

次に、各委員の皆様からご報告をお願いしたいと思います。

○後藤委員 私からは1月28日にありました「東京都地域学校協働活動推進フォーラム in 町田市」に参加をいたしましたので、そのことについてお話をさせていただきます。

本事業は東京都教育委員会が主催し、これまでは都庁などで開催されてきたものでした

が、今回町田市を会場に開催され、市内はもとより、他の区市町村からも多くの参加がありました。町田市教育委員会の取り組み報告や、鶴間小学校や町田第二中学校での活動の様子、そして会場には全小・中学校の取り組みをパネル展示するなど、町田市教育委員会や各学校がいかに地域とともに教育活動を進めているか、取り組んできたかを内外にお知らせする大変いい機会になったと思えました。確実な実績を構築してこられた担当部署の職員の方々、あるいはボランティアコーディネーターなどの関係者のご尽力により、これらを実現できているということを心より感謝する次第です。

さて、これまで取り組んできたこのような支援体制あるいはスクールボード協議会など、町田が培ってきたものは、恐らく今後の地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部をどう整備していくか、あるいは学校自体がコミュニティ・スクールへ生まれ変わっていく、そういうところのベースになるだろうということを改めて感じました。

町田市では、コミュニティ・スクールあるいは地域学校協働本部の活動が相互に補完し合って、効果的に連携協働していく。そしてまさに両輪となって効果を上げていくということが大きく期待されていると思えます。学校が単独でやっていくという時代ではなくて、まさに地域とともに、地域の学校であり得るということを自負しながら、これから一層強固なつながりを持って行ってほしいと思っています。これからはそれに向けての確実な準備が必要になると思えます。

教育委員会あるいは各学校長は、その職責に応じて、そのことに対するかじ取りをしっかりとして務めていく。地域とともにある学校づくりを推進していくということをまた皆様にも広くご理解いただき、学校が教育委員会とともに進めていくことを期待しています。

以上です。

○森山委員 私もいろいろな会に参加をさせていただきましたが、今回は1月25日（土）に町田市民フォーラムで行われました町田市ICT教育フォーラムを中心に、ICTについてお話をさせていただきたいと思えます。

まず、町田市の子どもたちが通っている学校のICT環境の現状を理解することができました。ただ、この中で、新学習指導要領による教育のデジタル化の課題が当然浮き彫りにされて、町田市の各学校がそこを一生懸命検討しているという状況にあらうかと思えました。その中で、「主体的・対話的で深い学び」がICTの環境の現状の中でどのように実践されているのか、このあたりのところが、このフォーラムが次の段階に進む大きな道筋だったかと思えます。

もう1点は、働き方改革にかかわっての学校支援システムが、ICT環境の導入あるいは向上によって、どのような形で対応が進められるのかということかと思えます。

特に今回は「産学官の連携による町田市の教育の情報化事業の発展」ということで、金木指導室長（指導課長）並びに林教育センター所長より、いわゆる学校教育そのものの内容についての議論と、もう一方はそれを支えるための施設あるいは財源、この2観点からの発表につきまして、非常によく理解をさせていただきました。今後ICTの環境整備が進んでいく中では、この2つの観点からの議論が非常に重要だということを感じたところです。そういう意味での町田市の取り組みは、今回非常によくわかりましたし、ほかの市区町村あるいは都道府県においても、1つのモデルになるような非常に示唆に富むフォーラムだったと思っています。

そういう意味におきましては、今度は町田市内の学校においても、私は1月30日に小山田南小学校にも市教委訪問でお世話になりましたけれども、市の中で先導的な取り組みをして効果が非常にあるようなものについては、横のつながりの中で、もっともっと情報を投げさせていただいて、1校でも多くの学校がそれに対して取り組んでいただけるように、内へ開くという意味での方向もぜひ積極的に考えていただければと思ったところがございます。

特に「主体的・対話的で深い学び」というのは、先ほども教育長のお話にありましたけれども、いろいろな形で学校での推進が図られています。そこでのICTについても、授業での再現性が非常に重要かと思えます。この学校ではできた、この学校ではできないというのではなくて、また、特別の授業ではなくて、町田のいろいろな学校で再現できるような取り組みを研究の主眼としてやっていただくことが重要だと思えました。また、それがとりもなおさず最終的には町田市の教育の質、授業の質の向上につながっていくことを確信いたしました。

今後ともこういうフォーラム、あるいはいろいろな研究会を通じて、町田市内の小学校、中学校が非常に先導的な学校との間で意見交換が十分できて、地についたような授業の展開がなされることを願っております。

以上です。

○八並委員 私からは2点ご報告いたします。

1月17日（金）に町田市民文学館ことばらんの冬季企画展「三島由紀夫展—『肉体』という second language」の内覧会に行つてまいりました。

三島由紀夫没後50年ということで、三島由紀夫の衝撃的な最期は、当時小学生でありました私にとっても、とても印象に残っており、本展覧会を大変楽しみにしておりました。展覧会で三島の生涯に触れ、改めてその作品に思いを寄せることができました。

本展示会は、東京2020オリンピック・パラリンピックをテーマにされておりましたが、展示の中には、さきの東京オリンピックに新聞社の特派員として三島由紀夫が書いた記事も紹介されております。開会式や、女子バレーボール、東洋の魔女の記事などが展示されており、三島の独特の躍動的な文章に思わず引き込まれてしまいました。当時の人々の思いも感じ取れるところがありました。

また、三島は町田市由来の作家ではございませんが、当時、小田急線を利用していたと考えられており、町田の駅にも下車して近隣を歩いたこともあるのかと思うと、ちょっと胸が高鳴ります。

本展覧会を監修されました三島由紀夫文学館長であります佐藤秀明先生とご一緒に展示を回りましたが、回られているときに、「こんな展示の仕方もあるんだ」、あるいは「こんな資料を取り上げてくれている」、「こういう視点があったのか。とても勉強になる」と、周りのお仲間に話されているのを伺いして、町田市民文学館ことばらんの取り組みがきちんと評価されたことにとてもうれしく、誇らしく思いました。

また、本展覧会のポスターですが、こちらも非常に高い評価を受けております。このような取り組みも、皆さんに市民文学館に足を運んでいただけるものの1つになるのではないかと思います。

このように町田市由来の作家を取り上げているわけではございませんが、町田市民文学館ことばらんどにしかできない展示であると自負しております。3月22日まで開催しております。ぜひ多くの方に足を運んでいただきたいと思いました。

もう1点は、町田市公立小・中学校作品展、また現在開かれております書写展についてです。私は17日に中学校美術作品展、25日に小学校図画工作作品展に伺ってまいりました。各校からそれぞれの専科の先生が選ばれた多くの作品が展示されております。中学校は学校ごとに、小学校は学年ごとに展示されておりました。

専科の先生方には非常にご苦勞と工夫をいただいているところではありますが、当日、お世話になった小学校の図工の先生にお会いすることができました。先生方の労をねぎらう言葉をお話いたしますと、大変だけれども、こうした取り組みにより、お互いに切磋琢磨されている。他校の作品を見て、今年うちの学校にはどのようなものをどうやって

取り入れようか考えるということもあるので、先生たち自身も大変刺激になって取り組んでいるというお話を伺いました。このような取り組みは非常に意義があるものと考えますので、ぜひ先生方のサポートをして、長く続けられる事業になればよいと思います。

私からは以上です。

○坂上委員 私は1月27日（月）に小山ヶ丘小学校で行われました東京都小学校道徳教育研究会の研究発表会に出席してまいりました。

当日の公開授業は、小山ヶ丘小学校以外からも検証授業とし、都内の他の小学校から先生方が来られ、小山ヶ丘小学校の児童に授業をする場面が見られ、どんな授業内容なのか、また子どもたちの反応はどんなものかと、なかなか興味深く拝見させていただきました。どの授業も子どもたちの様子は大変落ちついており、熱心に先生のお話を聞く姿勢はとても感心するものでした。また、先生方もそれぞれ子どもたちの集中力を切らせない工夫をしておられました。

昨今このような公開授業を見ると、授業の中でICTが活用される場面が大分ふえ、黒板の大型スクリーンに映像を映したり、児童1人1人がChromebookを使って、個々の意見を見比べてみたり、発信してみたりと、本当にさまざまな場面で活用しているようです。数年前に比べ、先生方も子どもたちも、これらのICT機器を大分上手に活用できるようになってきていると思いました。

1月25日に町田市民フォーラムにて行われた町田市ICT教育フォーラムでも、ICTを活用した学びと働き方の実践例が報告され、今後はますますICTの活用が活発になり、あと数年もすれば、1人1台の専用端末を持ち、ICT環境の整備もなされ、学校では不可欠なものになってくるものだと思います。

しかしながら、その中でもやはり今回の研究発表会の主題でもあった「多様な価値観に気づき、自己を見つめ、よりよい生き方を考える児童の育成」というこれから大人になる子どもたちへの学び方、人としての倫理観はしっかり教えていかなければならないと思いました。ICTだからできること、人と人だからできることを上手に使い分け、それぞれのよいところをバランスよく子どもたちに教えていってほしいと思いました。

研究発表会の後に講演された元全国小学校道徳教育研究会会長の荻原先生の「どろかぶら」のお話は、こうしたICTの機器の発展の中でも、まさに人から人へ語ることの大切さは忘れてはいけないということを改めて実感した講演でした。

私からは以上です。

○**教育長** それぞれの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。
そのほか事務局も含めて、報告等はよろしいでしょうか。――よろしいですか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第30号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第30号「町田市教育委員会児童生徒表彰対象者の追加について」、ご説明申し上げます。

本件は、町田市教育委員会児童生徒表彰の対象者について、1月10日に開催した教育委員会第10回定例会において決定した76名6団体に加え、別紙のとおり4名を追加するものでございます。

1枚おめくりいただきますと、「表彰候補者一覧」でございます。中学生4名、内訳として「優秀な成果（スポーツ）」ということで今回挙げさせていただきました。

説明は以上となります。

○**教育長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第30号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第4、協議事項に入ります。

本日の会議の冒頭にも申し上げましたとおり、まず報告事項（1）「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について」、担当者からご報告させていただいた後に、協議事項（1）「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）について」を協議いたします。

それでは、報告事項（1）について担当者から報告させていただきます。

○**教育総務課長** それでは、報告事項（1）「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について」、ご説明いたします。

報告事項（1）の資料をご覧ください。答申の要旨をまとめておりますので、こちらを使ってご説明をさせていただきます。

1 「答申の構成」ですが、(1) から (4) の項目で構成されており、最後に (5) 「参考資料」ということでお示ししております。

2 「答申内容」でございます。

(1) 「はじめに」。答申書では1ページになっております。町田市において過去に審議会を設置して適正規模・適正配置の調査審議を行った経過が記載されております。

(2) 「第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について」でございます。答申書では2ページ以降に記載されております。

第1章では、前回、1998年に出された答申以降における町田市立学校を取り巻く6つの環境変化について記載しております。主な内容としましては、児童・生徒数の減少傾向があること、学校施設の老朽化が進んでいること、教員の働き方の状況などがございます。

(3) 「第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について」でございます。答申書では15ページ以降に記載されております。

① 「調査審議の視点」ですが、2点ございます。

1点目は、アの3行目以降にございますが、「学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、『町田の未来の子どもたち』の立場に立った調査審議を行うものとしたこと」。「また、学校統廃合の議論についても、学校統廃合を目的とするのではなく、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議を行うものとしたこと」です。

2点目は、2ページの最上段のイにございますが、教育委員会が2019年6月に実施した「『町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査』の結果を尊重して調査審議を行うものとしたこと」です。

② 「適正規模の基本的な考え方」です。

町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要となる学級数について調査審議をし、以下の4つの視点が示されております。

ア、適正規模の定義を1学年当たりの学級数とすることといたしました。

イ「小規模校のデメリットは、小規模校において解決していくことは困難であること」。

ウ「未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要となる適正規模を一定の期間維持するためには、その範囲に幅を持たせることが必要であること」。

エ「適正規模の範囲に幅を持たせるためには、大規模校のデメリットについて、必要な

対策を実施することで解決を図ることを前提とする必要があること」。

この4つの視点を踏まえ、適正規模となる1学年当たりの望ましい学級数について、小学校は3学級から4学級、1校当たり18学級から24学級、中学校は4学級から6学級、1校当たり12学級から18学級と答申されております。

ただし、「適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることができるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる『ゆとりある学校施設環境』の整備を検討するものとする」。

③「適正配置の基本的な考え方」でございます。

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりある学校施設環境を整備することが必要であることを確認した上で、以下のとおり答申されております。

ア「通学時間及び通学距離について」。

通学時間の許容範囲としてはおおむね30分、距離の許容範囲としては徒歩でおおむね2キロ程度を目安とする。ただし、徒歩で2キロを超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね30分程度を目安として通学ができるよう、公共機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのようなさまざまな負担軽減策について、地域の実情を踏まえて検討及び実施する必要がある。

イ「安全な通学環境について」。

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進める上で、通学の安全対策が最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動など、総合的に実施し、「安全な通学環境」を実現する必要があるとされております。

ウ「地域社会との関係について」。

町内会・自治会を初めとしたさまざまな地域コミュニティに支えられながら学校が運営されていることから、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティの関係にも配慮する必要があるとされております。

エ「小・中学校の整合について」。

義務教育9年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性、一

貫性を確保するために、1つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがないよう小・中学校区の整合を図る必要があるとされております。

オ「通学区域による学校の位置について」。

未来の子どもたちにより良い教育環境をつくる視点から、「児童・生徒の通学のしやすさ」、「ゆとりある学校施設環境の整備」、「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定する必要があるとされております。

適正規模・適正配置の基本的な考え方は以上となります。

最後に、答申書の27ページで、「おわりに」として、2019年度審議会の特徴的な事項についてまとめて記載されております。

報告については以上です。

○教育長 説明は終わりました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問などございますか。

○森山委員 ご説明ありがとうございました。

参考資料にも示されておりますが、町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果並びに補充調査という2点のところから、アンケート調査をしっかりと踏まえた上での答申になっているということを説明いただきました。このことが、答申をまとめる上で、非常に具体的で明確な答申になったのではないかと思います。そういう意味では、このデータを踏まえた上での答申の作成について、この答申が非常に的確にまとまった1つの根拠ではないかと思っております。この調査については恐らく大変な調査ではなかったかと思いますが、非常に的確に反映されていると思っております。

以上です。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、協議事項(1)について担当者からご説明を申し上げます。

○教育総務課長 協議事項(1)「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方(案)について」、ご説明いたします。

町田市教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本視점에据えて、2019年8月27日に町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を設置し、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を諮問いたしました。

審議会では、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす課題を解決するため、現在だけでなく、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面から、より良い教育環境をつくる視点からの調査審議が行われ、2020年1月24日に答申されました。答申の内容については先ほどご説明したとおりでございます。

今後、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、別添のとおり「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）」を決定したいと考えております。

町田市立学校は、学校教育の場であることはもとより、災害時の防災拠点、地域活動やスポーツ活動の拠点、学童クラブや放課後子ども教室などの放課後活動の拠点でもあります。そのため、別紙の内容を決定するに当たって、2020年2月10日に開催される2019年度第1回町田市総合教育会議において市長との協議を予定しております。その協議を行う本案の内容について、本定例会において協議するものでございます。

本案の内容についてご説明させていただきます。ホチキスどめの別添資料をご覧ください。本案については、事前に各教育委員にご覧いただき、ご指摘いただいた内容をあらかじめ反映させていただいております。

1 ページは、審議会を設置するまでの経過、審議会に諮問した内容、調査審議の経過から答申に至るまでの経過、答申を受けて本案を決定する考え方を示しております。

2 ページ、3 ページをご覧ください。こちらは報告事項（1）でご説明をした答申内容に基づきまして、「基本的な考え方の視点」、「適正規模の基本的な考え方」、「適正配置の基本的な考え方」の3つの項目で構成しております。いずれも報告事項（1）でご説明させていただいた答申の結論となる部分に基づき、教育委員会の視点からまとめております。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 答申の内容は、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会が吟味して出されたものだと思うのですが、それを受けて、教育委員会として考え方をどのように整理するかですが、「基本的な考え方（案）」の最後のほうにある「将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応する

ことができる」というのは、答申の内容の中に入っていること以上のことを意図しているのでしょうか。その辺をちょっとご説明ください。

○教育総務課長 基本的な考え方の中でも、将来のゆとりある教育環境といったところは考慮していく必要があるということも入れさせていただいておりますが、やはり社会状況の変化、先ほどのデジタル化とか、そういったいろいろな部分、また、教育の諸制度が変わって、必要となる教室数などが変わってくるといったところもあります。そういったものを踏まえて、ゆとりある教育環境をつくっていくことが必要ということで、柔軟に対応できるような考え方として置いております。

○後藤委員 これまでの学校と先ほどの図書館のことにも少しかぶるんですが、さっき言ったデジタル化の問題とか、学び方の違いとか、教職員の構成の仕方が大きく変わっていくだろう。チーム学校というふうにもっと専門職がさまざま入ってくるということもあって、コミュニティ・スクールを目指すというところも含めて変わってくるだろうなと思っています。

クラスの人数、一般的には学級編制人数でしょうから、それは基本になるとしつつも、学習を構成する人数という視点でもあり方を考えていくようになるんだろう。学校の規模を考えていくようになるんだろうと思っていますので、ICT教育とか情報教育を含めた対応もこの中に加味しておいていただきたいなと思いました。

以上です。

○教育総務課長 そういった変化を含めて、町田市としての基本的な考え方としても取り入れてつくらせていただいております。

○八並委員 私も審議会の議事録等を読ませていただきましたが、毎回大変丁寧にご審議いただいているという印象を持ちました。大変なお仕事だったと思いますが、改めてここで感謝を申し上げたいと思います。

後藤委員もおっしゃっておられましたが、やはり時代の変化に合わせて、先ほどの森山先生のお話にもありましたけれども、学び方が変わってくるのではないかと思います。そうした変化にも対応できて、子どもたちにとってより良い学習環境を整えるというところに視点を置いて進めていってほしいなと思いました。

○教育長 そのほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、担当の説明にもございましたとおり、来週、2月10日（月）に開催されます

総合教育会議におきまして、市長への協議事項としてこの案で提出したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で協議事項を終了いたします。

次に、日程第5、報告事項に入ります。

本日の報告事項は7件ございます。

先ほど報告事項(1)については報告させていただきましたので、報告事項(2)について、担当者からご報告させていただきます。

○**指導室長(兼)指導課長** 報告事項(2)「町田市ICT教育フォーラムの実施報告について」でございます。

このフォーラムの趣旨は、町田市のICTの取り組みについて市内外に発信すること、また、モデル校の取り組みを発信し、紹介して、ICTを活用した教育の推進につなげることでございます。

開催日時、会場については記載のとおりでございます。

参加者は合計で105名となっております。

内容につきましては、第1部で「産学官連携による町田市の教育の情報化事業の発展」について説明をさせていただきました。

第2部では「G Suite for Education を活用した参加型のパネルディスカッション」として、パネリストには、町田市のICTにかかわっていただいております東京学芸大学教育学部の高橋准教授、また、モデル校の3校の先生方に登壇をいただきました。

今回参加型のパネルディスカッションとしましたのは、3校のモデル校の発表をした後に、前にQRコードを提示しまして、スマートフォンから質問を送っていただく。送っていただいたものはリアルタイムでパネリストのところに見え、それを活用しながらパネルディスカッションを行うという内容でございました。

裏面をご覧ください。5「アンケート内容」についてでございます。

第1部、第2部とも「とてもよかった」、「よかった」を合わせますと、両方とも肯定的な回答を100%ずついただいております。大別しますと、町田市の計画的な取り組みについてのお声をいただいております、それがよかったということです。また、先生方も子どもたちも変化を前向きに捉えている姿がわかったというお声をいただいております。

ただ、よかったという反面、土曜日に開催しましたので、もっと多くの先生方が聞けるように日時を設定してほしい。また、こういう取り組みこそが、町田市の取り組みを理解してもらうことにつながるのではないかというお声もいただいております。

次年度につきましては、2021年の2月に開催をしたいと考えております。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かございましたら、ご質問等お願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（3）について担当者から報告をいたします。

○**指導室長（兼）指導課長** 報告事項（3）『令和元年度東京都地域学校協働活動推進フォーラム in 町田市』の実施報告について」でございます。

このことにつきましては、先ほど月間活動報告で後藤委員からも話がございましたが、例年、東京都庁のほうで行われているものを今回は町田市のほうで行うということでございます。

趣旨につきましては記載のとおりでございます。

開催日時、会場も記載のとおりでございます。

参加者は、町田市から140人、市外から91人、合計で231人の出席となっております。

内容ですが、第1部で「町田市における地域学校協働活動の展開」としまして、市教委としての取り組み、また、鶴間小学校、町田第二中学校の事例報告の紹介を行いました。

第2部では、「テーマ：『一体的推進』は、何を指すのか」ということで、最初に文部科学省のほうから基調講演、そして、3名のパネリストと私も入りましたが、パネルディスカッションを行いました。

裏面は「アンケート内容」でございます。

第1部につきましては、先ほど教育長からもありましたが、パネル展示を全校分行いまして、そういったところも含めて、町田市の取り組みを再確認できたという声、また、町田第二中学校の職員室内にボランティアコーディネーターの机がある。ほかの学校でもそういう学校は多いですけれども、中には事務室内に机があるという学校の方もいらっしゃるということで、そういった取り組みについてのお声をいただきました。

第2部につきましては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）をどういうふうにしていくのか。コミュニティ・スクールにしていくに当たっては、校長のリーダーシ

ップ、学校を開くことのよさを前面に出すこと、また、自分たちの地域の課題を自分たちの地域の子どもたちで解決するという積極性が大切であるというようにお声をいただいております。今後の取り組みについても、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の両輪で行けるように進めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○八並委員 私からも感想を1つ。全校の取り組みがパネルで展示されたことは本当にすばらしかったと思います。それぞれの学校の工夫も見られましたし、何よりそれぞれ発表に当たられたボランティアコーディネーターさんが、誇らしくそれぞれのパネルのところでいろいろ説明されている姿を見て、本当にありがたいなということと、こういうシステムをもとにして、これからの進化にしっかりつなげていただきたいということを強く思いました。本当にありがとうございました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

正午となりますので、ここで一旦休憩をとりたいと思います。

再開は1時といたします。

休憩いたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○教育長 再開いたします。

休憩前に引き続き日程第5、報告事項について報告させていただきます。

なお、再開後の会議につきましては、森山委員から欠席の届け出がございましたが、委員の過半数が出席しておりますので、予定どおり会議を続けさせていただきます。

それでは、報告事項（4）について担当者から報告をいたします。

○指導室長（兼）指導課長 報告事項（4）「2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」、ご報告いたします。

初めに、1ページ、（1）「体力合計点についての経年変化」でございます。

真ん中から下にあるグラフをご覧ください。「全国平均値を0とした場合の東京都及び町田市の平均値」を示しております。黒い線が全国の平均値でございます。

小学校5年生の男子につきましては、過去5年間において、初めて全国の平均を上回っております。一方、中学校の第2学年につきましては、男子、女子ともに、依然として東京都や全国の平均を大きく下回っているという現状でございます。

続きまして、「各種目別の傾向」ですが、2ページが小学校5年生、3ページが中学校2年生になっております。

小学校第5学年につきましては、男女ともに同様の傾向を示しており、握力、上体起こし、50m走は、全国平均を上回っております。一方、20mシャトルラン、ソフトボール投げに課題が見られます。特にソフトボール投げにつきましては、上のチャートで見てくださいとおわかりのように、青が町田市になっておりますが、大きく下回っているという状況が見られます。

3ページ、中学校第2学年におきましても、男女とも同様の傾向を示しております。反復横とび、持久走、50m走は、全国平均とほぼ同じ、または上回っております。一方、握力、長座体前屈、ハンドボール投げに課題が見られます。

小学校、中学校をあわせて見ますと、小学校のときには、握力が全国平均よりも高い数値を示しているにもかかわらず、中学校になると弱くなる。一方、ソフトボール投げ、ハンドボール投げという投力に関しては、小学校も中学校も弱く、劣っているという現状がございます。投げるというような機会の減少ですとか、そういう場所等の課題もあるのかなというようには考えております。

4ページ、(3)「運動習慣等調査の結果」でございます。「1週間の総運動時間についての経年変化」をお示ししております。左から420分以上、つまり、1日に60分以上運動しているというお子さん、次が60分以上420分未満、次が1分以上60分未満、そして0分となっております。

一番下、中学校第2学年の女子におきましては、60分以上運動している生徒は徐々に増加傾向にあり、「全く運動していない」と回答している生徒は過去5年間で最も少ないという数値が見られました。これまで14%台だったのが、今年度は12.7%となっております。

一方、420分以上運動している児童・生徒は全体的に減少傾向にありまして、60分以上運動している児童・生徒はほぼ横ばいの状態でございます。特に小学校第5学年男子におきましては、420分以上運動している児童が過去5年間で最も少なかったという結果が出ております。

5ページは「運動やスポーツの好き嫌いについての経年変化」でございます。

一番下の中学校第2学年女子でございますが、運動やスポーツを好んでいる児童の割合が徐々に増加しており、運動やスポーツを「好き」と回答した生徒は、過去5年間で最も多かったという状況でございます。

一方、小学校第5学年、中学校第2学年ともに、全体的な傾向として、運動やスポーツを好んでいる児童・生徒の割合はほぼ横ばいでございます。男子につきましては、小学校第5学年、中学校第2学年ともに、運動やスポーツを「好き」と回答した割合が、過去5年間で最も少なかったという状況でございます。

ただ、肯定的に「好き」、「やや好き」というものを見ますと、小学校は過去5年間で最も高いという傾向がございます。スポーツをする、知る、見る、支えるといった観点から、オリンピック・パラリンピック競技を通じて取り組みを行っておりますが、運動するだけではないという観点から、「好き」、「やや好き」というお子さんたちがふえてきているのではないかと捉えております。

最後に、6ページは「今後の取組」でございます。

まず、現在、体力向上推進プラン「町田っ子アクティブ・プロジェクト」をもとに取り組みを行っておりますが、2020年度には改訂を行います。

また、2020年度には小学校連合体育大会の全校実施を行います。

さらに、地区ごとの「体力向上パワーアップDAY」を、教育プランでは毎年1地区ずつ開催するというご意向をしておりますが、来年は忠生地区を中心に開催していくことを考えております。

さらに、研究指定校への支援等、下に記載しているような内容について今後進めてまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○八並委員 全国、東京都との比較ということでは、下回っているということではあります。例えば一番最初にあります「体力合計点についての経年変化」を見ると、大きな変化があるところと、ないところが見受けられます。

特に中学第2学年の女子の体力が、全国、東京都と比べると劣っているというデータが出ております。しかし、合計点で見ると、年々少しずつではあります。2015年度が46.5であったものが、2019年度には48.2というふうに向はしているけれども、全国も上がっているから、そこまで差が埋められないみたいな印象を受けました。

他の自治体の取り組みで、体力向上の結果が比較的あらわれているような自治体の報告例などは何かお持ちでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 これらの結果については報告書等が出ています。その中に事例等も出ております。町田市においても少なからずいろいろな取り組みをしております。学校での取り組みについては、同じような取り組みをしているところが多いんですけれども、一方、家庭に帰ってとか、そもそも運動習慣、体を動かすようなところがどうかというところは、残念ながら見えてこない。

その事例についても、大きく見える事例はないので、そのあたりの意識啓発、運動して心地よいとか、気持ちいいというところをどう味わわせていくか。また、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力、豊かなスポーツライフにどうつなげていくかという観点で学校教育では指導し、保護者に向けての啓発も続けていかなければいけないと考えております。

○八並委員 後藤先生はよくご存じだと思いますけれども、いろいろな学校の取り組みを見ていると、非常によく取り組んでいらっしゃるなという印象があるので、この結果がまだそこまで積もらないのか。結果とは別の部分での体力の向上が図られているのかなと思うところもありますので、今後もぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思いました。

○教育長 そのほか何かございましたらお願いします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（５）について担当者から報告をいたします。

○教育センター所長 報告事項（５）「第２期町田市特別支援教育推進計画の策定について」、ご報告いたします。

町田市では、特別支援教育のさらなる充実を図るために、昨年５月に検討委員会を設置し、検討委員会を３回、作業部会を６回実施いたしまして、計画の内容について検討を進めてまいりました。このたび第２期町田市特別支援教育推進計画を策定いたしましたので、報告いたします。

本計画は人的支援も含め、児童・生徒１人１人のニーズに応える教育を実現していく上での課題の解決のために、３つの基本方針で構成された４年間の計画になります。

資料２の概要版をご覧ください。おめくりいただきまして、左側に計画の目的、位置づけ、期間を掲載しております。また、右側に、３つの基本目標とその目標を達成するための施策を載せております。

１点目の目標は「特別支援教育を推進する環境・体制の整備」です。現在、中学校で進

めております全校サポートルーム化、また、特別支援学級を来年度から3年かけて毎年1校ずつ、計3校設置すること。なお、来年度につきましては、鶴川第四小学校に情緒固定学級を設置することを予定しております。また、特別支援教育支援員につきましては、引き続き全校に配置するとともに、適正な配置を行っていくことを挙げております。

2点目の目標は「特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上」です。この項目は、主に特別支援教育に対する教員の理解を深め、指導力を向上させてまいります。教員につきましては、特別支援にかかわる教員のみならず、管理職や通常級の教員も対象としております。主な施策といたしましては、コース別の教員向け研修の実施や、授業リーダー、推進モデル校の指定、アドバイザーや学校からの要請訪問等がございます。

最後の3点目の目標は、「切れ目のない支援体制の構築」です。子ども発達支援課を初めとした関係機関、町田の丘学園、医療機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業後の社会参加まで切れ目のない支援体制を構築し、子どもたちを支えてまいります。なお、そのイメージ図を最終ページに掲載してございます。

資料1、本編につきましては後ほどご確認いただければと思います。

なお、計画の配布及び周知についてですが、お手元の資料のとおりでございます。

説明は以上になります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。

○**八並委員** 特別支援教育につきましては、今、学校現場で非常に大きな取り組みの1つになっていると思います。先生方の人員も限られている中で、しっかりとした支援の手立て、サポートができるように、しっかりと計画を進めていただけたらと思います。

○**教育長** そのほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(6)について担当者から報告をいたします。

○**図書館副館長** それでは、報告事項(6)『第四次町田市子ども読書活動推進計画』の策定について、ご報告いたします。

家庭、地域、学校等が連携し、子どもの読書を社会全体で支えていくため、「第四次町田市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。町田市子ども読書活動推進計画は、国の子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき作成しております。

第四次の計画策定の経過につきましてご報告いたします。2018年9月、子ども読書活動の推進に関する策定委員会(庁内組織)を設置し、策定委員会を4回開催いたしました。

また、市民意見募集を10月に行いまして、市民の方からの意見を取り入れたり、子ども読書活動推進計画の推進会議というのがございますが、そちらでも意見交換を行っております。

計画の期間は2020年度から2024年度までの5年間です。

計画の内容につきましては、概要版のほうでご説明させていただきます。

2「基本理念・目標」については記載のとおりですが、基本理念「自ら進んで本を読む子を育てる」につきましては、第三次計画から継承しております。

3「市民と行政の役割」として、この計画についてはそれぞれ役割に応じて協働体制で取り組むこととしております。

4「取組内容」でございます。第三次計画実施の課題から、本計画では3つの項目を重点的に取り組むことといたしました。(1)「おはなし会ボランティアの参加機会の拡充」、(2)「図書館と学校図書館連携の充実」、(3)「『えいごのまちだ』の推進と国際化社会への対応」としてしております。これについて37の個別取り組みを設定しております。概要版にも記載はあるのですが、計画書の20ページから36ページに詳しく記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

5「計画の進行管理」につきましては、関係部署・施設等と情報交換を行い、活動の計画の進捗を確認してまいります。取り組み状況につきましては、図書館ホームページに公開いたします。計画の公表につきましては、「まちだの教育」、ホームページ等で公表していく予定でございます。

報告は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。
——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(7)について担当者から報告をいたします。

○**図書館副館長** それでは、報告事項(7)「『図書館で英語を学ぼう!』の実施について」、ご報告いたします。

図書館では、「図書館で英語を学ぼう!」をテーマに、蔵書を充実するほか、英語多読コーナーを新設するなど、子どもたちの英語の学習に役立つ事業を実施いたします。英語多読につきましては、報告書の一番下に記載がございますが、「辞書を引かない、わからないところは飛ばす、つまらなくなったらやめる」を原則として、「わかるから楽しい、楽しい

からまた読む」を続けることで言葉を体にしみ込ませる学習法でございます。

取り組みを3つご紹介いたします。

1 「英語の本が充実」。2019年度中に英語の本を800冊購入いたしまして、図書館のほうでご覧いただけるようになるのが3月13日からでございます。

2 「英語多読コーナーを新設」。中央図書館、鶴川駅前図書館、忠生図書館に英語多読コーナーを新設いたします。欧米等で英語を母国語とする子どもたちが教科書として使用している「Oxford Reading Tree」等の資料を取り扱います。

3 「英語多読コーナーオープン記念講演会」。英語多読を知ってもらうための講演会を3月21日に中央図書館で開催いたします。実際に英語の本を手にとりいただいて、英語多読の方法を学んでいただきます。

4 「周知方法」については記載のとおりでございます。

報告は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。

○**坂上委員** 英語多読コーナーというのを今度新設するということですが、これはもうずっと常設されているものなのでしょうか。それと、多読コーナーにどなたか英語でお話ができる方、しゃべれる方がいたりとか、そういうようなコーナーなのか、具体的に多読コーナーのことを教えていただけますでしょうか。

○**図書館副館長** 英語多読コーナーという表示をいたしまして、先ほど申し上げた3館に英語の本を並べた書架を常時設置いたします。ちなみに、鶴川駅前図書館には150冊、忠生図書館には100冊、中央図書館のほうには550冊を設置する予定でございます。中央図書館には、ほかにもその周りに外国語の本が並ぶような形になります。

英語をお話できる職員がいれば一番いいとは思いますが、職員とかはいないにしても、それぞれの館で多読の講演会とか、それと中央図書館では、今、英語のおはなし会などもやっておりますので、こういったコーナーに絡めた事業も今後行っていければなど考えております。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

○**保健給食課長** 私のほうからは新型コロナウイルスの対応についてご報告をさせていた

できます。

ご承知のように中国湖北省武漢市で新型コロナウイルスが発生し、湖北省以外の中国国内や国外においても感染症が拡大している状況でございます。各学校現場においては、中国から帰国した児童・生徒等への対応などを中心に、対応をいただいているところでございます。

新型コロナウイルスの対応については日々状況が更新されております。文部科学省または東京都教育庁からの情報提供や対応の依頼などが繰り返される中で、1月22日を初回としまして、昨日、2月6日までの間に、この関連の通知が9回行われております。教育委員会では、これらの通知の内容を随時学校に配信をしまして、変わってくる対応について注意喚起を行っているところでございます。

経過について簡単にまとめます。当初の通知では、渡航制限の話題であったり、情報が錯綜する中で、不確実な情報による混乱の防止という意味での注意喚起があったところでございます。

1月29日になりましたところ、当感染症が指定感染症に指定されまして、この政令の施行日が2月7日とされました。この指定により、学校保健安全法上の第一種感染症とみなすことになり、学校においては出席停止という措置をとることができるようになりました。感染拡大の報道が広がる中で、1月31日には、2月7日を予定しておりました施行日が、2月1日に変更されました。

東京都の通知におきまして、中国からの帰国者等の取り扱いについては、その症状の有無から、その後の対応を理解しやすいようにフローチャート等を示し、各自自治体に案内をしているところでございます。

状況変化に対応する中、厳重な健康管理を行うべき対象者の範囲というところを、当初、武漢市の滞在者、あるいはそれらの方との接触者としておりましたところを、湖北省に範囲を拡大しております。

町田市では現在、保健所が相談体制を整えるべく準備を進めており、また、症状がある方に対しての受け入れができる市内の指定医療機関の設定など、多方面にわたって準備が進んでいる状況でございます。

小・中学校に対しましては、対象児童・生徒の状況を確認するとともに、出席停止の措置等を行う場合においても、保護者との十分な面談等で理解を求めるような働きかけをしてほしいということで、教育委員会では案内をしております。

一方、該当地域以外からの帰国者あるいは一時帰国者の保護者の皆様等については、こうした状況をご判断いただいて、登校を自粛していただいているという現状もございます。

私からの報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、何かございましたらどうぞ。

○**後藤委員** 恐らく中国から帰ってこられた方が、転入というか、一時帰国を含めて、各学校のほうに行きたいという希望も出てきているんだと思いますが、まずそういう状況が今どのくらいあるのかということと、これは人権上の問題が当然ありますから、希望される方がいる学校だけではなくて、全学校がこの状況の対応マニュアルと申しますか、全ての校長が、どういうふうに対応すべきかということ、あるいは、どういう段階で医師との対応も含めてやっているか、もう指示を出されているのかどうかということをお話してください。

○**保健給食課長** 先ほど述べましたように、東京都等からの通知の中に、取り扱いのフローチャート図があります。どういう状態になった方については、どのような対応ができるとか、するべきであるということがございますので、基本的に全部の小・中学校に案内をしております。

実際にどのぐらいのご相談があるかというところについては、まだ数字としてこちらで把握しているものではございませんが、こうした方についての取り扱いはどのようにしたらよいかというお問い合わせは数例いただいておりますので、先ほど申し上げたような対応で、最終的には学校医ですとか、校長先生、保護者との協議の中で、慎重に判断をしてくださいというところを現在の教育委員会の姿勢としております。

○**学務課長** 先ほど後藤委員のほうから、一時帰国に伴う就学あるいは既に学校に在籍しているお子さんが帰国する場合というようなご質問だったかと思えます。

町田の学校に全く通っていないお子さんが中国から帰国して、お住まいのある学校に行きたいというご相談もある。また、町田の学校に既にずっと通っていて、たまたまご家族の都合、仕事等の関係で、一旦中国に行って、また戻ってくるというパターンがあり、直接学校に相談がある方と学務課のほうに相談がある方と、大きく分けて2通り相談があるのかなと思っております。学校のほうと教育委員会のほうの対応が異なってはまずいと思っておりますので、学校のほうには、学務課ではこういう対応をしますよということで一応お話をさせていただいています。

どういう対応かと申し上げますと、まず武漢市を含む湖北省に在住の方が帰国した場合

は、自宅で経過観察を2週間必ずしていただいて、そこから就学をしていただく。それ以外の中国の方々が帰国した場合は、一応通知でも2週間というのが1つの目安になっておりますので、2週間様子を見てから登校はできませんかというような投げかけをし、そこで登校を促すという形で対応をお願いしているところです。今のところ各学校のほうから、そういったことで困った事例についてはまだ上がってきておりません。

一方、学務課のほうには、そういったご相談をいただき、中国から帰国をして、これから登校したいという方が実際にいらっしゃいます。現段階の数は日々変わってきていますので、申し上げにくい部分はあるのですが、現段階では本当に数名です。

その方については、帰国をしてから2週間自宅待機をし、登校されてはいかがですかと言ったら、むしろ保護者のほうから先に、やはりこういうご時世なので、2週間様子を見てから登校させたいのですが、ぜひお願いできないかというお話が今のところ来ております。特にこの部分で、現段階ではトラブルはございません。

また、お子様の就学の機会、それから保護者の就学義務という観点から、やはり2週間たってからできる限り登校に結びつけるということで今対応をしているところです。

○後藤委員 今ご説明いただいたので大体わかったのですが、全ての保護者がこういう状況を知ったほうがいいのではないかと。例えば子どもから「あの子、中国から帰ってきたよ」と言われる。こういう状況だと、親は必ず心配すると思うんです。けれど、町田市としては、こういうお子さんには、きちんとこういう対応をして、協力を得てやっていくということを知っているだけでも、「その人をちゃんと迎え入れてあげなさい」と言えるのではないかと。

恐らく該当の子どもがいない学校は、何も無いように流れてしまうんですが、こういう状況だからこそ大切ではないかと。急なことですから、今すぐにきちんとした文面とかなんとかは出しにくいと思うのですが、お互いに共通に理解し合えて、協力し合える。特にそういう状況の中国からのお子さんたちや保護者の方というのは、すごく心配をされて、肩身の狭い思いをされている。今、千葉かどこかでいじめ問題が起きていますということがもう出ているわけですから、町田市教育委員会としては、いち早くその対応をとって安心させてあげるといえるのか、ちゃんとした体制を組んでやっているということのメッセージを何らかの形でできないかなと思いましたので、質問しました。

○教育長 どうですか。ホームページとか、配信メールとか、そういう形での周知というのは可能なんではないかと。

○保健給食課長 いただきましたご意見を参考に、例えばホームページに掲載していくとか、広く知っていただくための情報提供について検討したいと思います。

○教育長 そのほかになにかございましたらお願いいたします。――よろしいですか。
休憩いたします。

午後 1 時 31 分休憩

午後 1 時 32 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第 11 回定例会を閉会いたします。

午後 1 時 50 分閉会